

北九州市建設工事等業者選定委員会設置規程（抄）

（平成6年4月1日施行）

（目的）

第1条 この規程は、北九州市が行う建設工事等（他の公共団体その他公共的団体等から建設工事等の委託を受けた場合を含む。）に関する入札参加者等の選定について、適正かつ公正な執行を図ることにより、良好な建設工事等を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「建設工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）並びに工事に係る設計委託、測量委託、調査委託及び資材の購入をいう。ただし、軽微な工事の執行要領（昭和53年5月31日施行）に定める「軽微な工事」を除く。

（設置）

第3条 第1条の目的を達するため、北九州市建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成等）

第4条 委員会の構成及び所管の範囲等は、別表のとおりとする。

（委員会の職務）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) 建設工事等を指名競争入札に付する場合の業者の指名又は随意契約を行う場合の見積業者の決定に関すること。
- (2) 市長が特に必要と認める工事の共同企業体構成員の選定及び共同企業体結成後の共同企業体の指名に関すること。

（委員長等の職務）

第6条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第7条 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。ただし、次の各号に該当する場合は、持ち回りにより審議することができる。

- (1) 委員長が急施を要すると認めるとき。
- (2) 共同企業体結成後の共同企業体を指名するとき。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、原則として出席委員の全員の同意により決する。ただし、これによることができない場合は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員は、親族（3親等以内）が代表役員等（北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱第2条第2号の者をいう。）となっている業者の利害に関係がある議事に加わることができない。

（委員の聴取）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、別表で定めるところにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 次の内規は、この規程施行の日から廃止する。

北九州市建設工事等業者選定委員会内規（昭和57年1月1日施行）

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月25日から施行し、同年5月9日以降に開催する委員会で審議する工事から適用する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| 区分 | 所管 | 構 成 員 | | 庶 務 | 備 考 | |
|--------------|-------|---|----|-----|---------------------|--|
| | | 委員長 | 委員 | | | |
| 本庁に設置するもの | 特別委員会 | 5億円を超える工事等 | 省略 | 省略 | 技術監理局 契約部 契約課 | 1 特別委員会は、原則として審議対象工事の関係委員全員による合同審議とする。 |
| | 第一委員会 | ①工事等で2000万円を超えるもの。(ただし、特別委員会の所管に属するものを除く。) ②工事に係る委託で1000万円を超えるもの。 | 省略 | 省略 | 技術監理局 契約部 契約課 | 2 省略 3 本表において、「工事等」とは、工事及び下水道事業に係る工事資材の購入をいい、「工事に係る委託」とは、工事に係る設計委託、測量委託及び調査委託をいう。 |
| | 第二委員会 | ①工事等で2000万円以下のもの。 ②工事に係る委託で1000万円以下のもの。 ただし、①、②ともに本庁設計分の全案件及び本庁外設計分のうち第三委員会の所管に属するものを除く案件に限る。 | 省略 | 省略 | 技術監理局 契約部 契約課 | 4 省略 5 本表において「整備事務所」とは、都市整備局の東部整備事務所及び西部整備事務所を示す。 |
| 整備事務所に設置するもの | 第三委員会 | ①工事等で2000万円以下のもの。 ②工事に係る委託で1000万円以下のもの。 ただし、①、②ともに本庁外(産業経済局各農政事務所、都市整備局各整備事務所、折尾総合整備事務所、港湾空港局整備課各工事係、各区まちづくり整備課)設計分に限る。 | 省略 | 省略 | 整備事務所 庶務課 | (注) 省略 |